

審 第 1 0 3 7 号

答 申 第 5 0 5 号

平成 3 0 年 8 月 1 0 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日付け病経管第 1 1 2 4 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 6 0 1 号

平成 2 7 年 9 月 2 8 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 9 月 1 0 日付け病経管第 9 3 7 号－ 1 で行った行政文書開示決定、同日付け病経管第 9 3 7 号－ 2 で行った行政文書部分開示決定及び同日付け病経管第 9 3 7 号－ 3 で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について



答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が、平成27年9月10日付け病経管第937号-2で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報及び下記第2の3（1）テに記載の対象文書に添付された〇〇〇〇学会からの報告書類を不開示とした決定を取り消し、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報については、開示すべきであり、〇〇〇〇学会からの報告書類については、改めて開示決定等をすべきである。
- 2 実施機関が、平成27年9月10日付け病経管第937号-3で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）のうち、下記第2の3（2）ア、イ及びキに記載の対象文書を不開示とした決定を取り消し、同ア及びイに記載の対象文書のうち、供覧用紙については開示すべきであり、これに添付された〇〇〇〇学会からの報告書類及び同キに記載の対象文書については、改めて開示決定等をすべきである。
- 3 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年5月14日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「昨今、問題となった千葉県がんセンターの腹腔鏡手術の件に関する情報一切。および、それにかかる不正請求等に関する情報一切。

たとえば、内部告発や隠蔽、懲戒や第三者委員会や報道、起案、議事録・会議報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、

新聞や雑誌への広報、広報誌、講師の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、営利企業等への従事許可願、営利企業等への従事許可、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、委員への依頼文やその回答、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、会見の参加者・キャンセル者・申込者、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外であっても、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

### 3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、以下の文書を特定した。

#### (1) 本件決定1における対象文書

ア 千葉県がんセンター（以下「センター」という。）腹腔鏡下手術（以下「本件手術」という。）に係る第三者による調査・検証への対応について（病経管第722号外5件。以下併せて「本件対象文書1」という。）

イ 本件手術に係る第三者による調査・検証へのご協力について（以下「本件対象文書2」という。）

ウ ご遺族からの同意書（2件。以下併せて「本件対象文書3」という。）

エ 本件手術の死亡事例の調査・検証に係る付属協定書の締結について（以下「本件対象文書4」という。）

オ 本件手術の第三者による調査・検証に係る聞き取り調査へのご協力について（以下「本件対象文書5」という。）

カ 本件手術の第三者による調査・検証に係る患者遺族からの聞き取り調査について（以下「本件対象文書6」という。）

キ 本件手術の死亡事例の調査・検証に係る医師及び看護師に対する聞き取り調査の実施について（以下「本件対象文書7」という。）

- ク 本件手術に係る第三者検証委員会の検証状況について（以下「本件対象文書 8」という。）
- ケ ご遺族からの報告書についての同意書（11件。以下併せて「本件対象文書 9」という。）
- コ 本件手術に係る第三者検証委員会報告書（案）の送付について（以下「本件対象文書10」という。）
- サ 本件手術に係る第三者検証委員会委員（以下「本件委員」という。）の委嘱について（以下「本件対象文書11」という。）
- シ 本件手術に係る第三者検証委員会報告書（案）を踏まえた対応について（以下「本件対象文書12」という。）
- ス 本件手術の検証補助業務に係る派遣契約の締結について（以下「本件対象文書 13」という。）
- セ 本件手術11事例に係るアクシデントレポート（インシデントレポート）及び手術同意書・説明記録並びに腹腔鏡下臍切除術の死亡事故2例に関する院内医療事故調査委員会報告書（以下併せて「本件対象文書14」という。）
- ソ 平成26年度調達兼(振替兼)支出回議書(人件費)（68件。以下併せて「本件対象文書15」という。）
- タ 平成26年度調達兼(振替兼)支出回議書(旅費)（60件。以下併せて「本件対象文書16」という。）
- チ 平成26年度(振替兼)支出回議書(会場使用料)（11件。以下併せて「本件対象文書17」という。）
- ツ 平成26年度(振替兼)支出回議書(湯茶代)（10件。以下併せて「本件対象文書18」という。）
- テ 平成26年度調達兼(振替兼)支出回議書(経費負担金)（15件。以下併せて「本件対象文書19」という。）
- ト 平成26年度調達兼(振替兼)支出回議書(派遣契約料金)（10件。以下併せて「本件対象文書20」という。）
- ナ 平成26年度及び平成27年度職員の旅費データ出力調票（以下「本件対象文書21」という。）

(2) 本件決定2における対象文書

- ア ○○○○学会における調査・検証についての組織の設置について（以下「本件対象文書22」という。）
- イ ○○○○学会の合同委員会、小委員会の会議開催状況報告（6件。以下併せて「本件対象文書23」という。）
- ウ 本件手術に係る第三者検証委員会調査・検証関係資料(第1回から第9回分。以下併せて「本件対象文書24」という。）
- エ 第三者検証委員会調査・検証資料(個別事例11件。以下併せて「本件対象文書25」という。）
- オ 本件手術に係る第三者検証委員会の議事録(第1回から第9回分。以下併せて「本件対象文書26」という。）
- カ 第三者からの告発文書（2件。以下併せて「本件対象文書27」という。）
- キ 本件手術に係る医学的評価報告書（以下「本件対象文書28」という。）

(3) 平成27年9月10日付け病経管第937号-1で行った行政文書開示決定（以下「本件決定3」といい、本件決定1及び同2と併せて以下「本件各決定」という。）における対象文書

- ア 本件手術に係る第三者検証委員会の開催について（第1回から第9回分。以下併せて「本件対象文書29」という。）
- イ 本件手術に係る第三者検証委員会報告書（案）の記者会見について（以下「本件対象文書30」という。）
- ウ 打合せ会議の開催について（以下「本件対象文書31」という。）
- エ 本件手術の死亡事例の調査・検証に係る遺族に対する聞き取り調査への協力について（依頼）（以下「本件対象文書32」という。）
- オ 本件手術の医学的な調査・検証に係る第三者検証委員会への御報告について（依頼）（以下「本件対象文書33」という。）
- カ 医療事故調査委員会等委員の選任について（回答）（以下「本件対象文書34」という。）
- キ 本件手術に係る第三者検証委員会設置要綱の一部改正について（以下「本件対象文書35」という。）

- ク 本件手術に係る本件委員の任期の延長について（以下「本件対象文書36」という。）
- ケ 本件手術の検証補助業務に係る派遣契約に係る見積書の提出依頼について（以下「本件対象文書37」という。）
- コ 派遣契約の執行について(第三者検証委員会関係)（以下「本件対象文書38」という。）
- サ 本件手術等に係る留意事項について（以下「本件対象文書39」という。）
- シ 適正な診療報酬請求事務の執行等について（通知）（以下「本件対象文書40」という。）
- ス 本件手術に係る第三者検証委員会会議関係資料（第1回から第9回分。以下併せて「本件対象文書41」という。）
- セ センターの概要（以下「本件対象文書42」という。）
- ソ 本件手術の死亡事例に係る第三者検証委員会、〇〇〇〇学会の合同委員会・小委員会の関係イメージ図（以下「本件対象文書43」という。）
- タ センターの医療倫理審査体制関係資料（以下「本件対象文書44」という。）
- チ センターの医療安全管理体制関係資料（以下「本件対象文書45」という。）
- ツ センターのインフォームド・コンセント関係資料（以下「本件対象文書46」という。）
- テ 検証事例に係る〇〇〇〇学会からの報告について（以下「本件対象文書47」という。）
- ト センターにおける死亡事故の調査について（以下「本件対象文書48」という。）
- ナ 県ホームページへの掲載についての起案文書（13件。以下併せて「本件対象文書49」といい、本件対象文書1から同48と併せて以下「本件各対象文書」という。）

#### 4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、別表1の不開示部分欄に記載の各情報を不開示とする本件決定1、全部不開示とする本件決定2及び全部開示とする本件決定3をそれぞれ行った。

## 5 異議申立て

異議申立人は、本件各決定を不服として、平成27年9月28日付けで異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件各決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報を全て開示するとの決定を求める。

また、開示しない部分及び開示しない理由の欄は、説明を具体的に記載することを求める。

### 2 異議申立ての理由

不開示部分は、いずれも、条例第8条第2号にも第3号にも第6号にも全て該当しない。

また、たとえ同条第2号及び第3号に該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全て及び第3号ただし書に該当する。

また、開示しない部分及び開示しない理由の記載に不備がある。

### 3 意見書の要旨

#### (1) 不開示情報非該当性

ア 対象文書に含まれる本件手術問題に係る加害職員の職、氏名、現在の所属、氏名並びに所属長の職及び氏名は、医療事故の当事者すなわち被害者の特定ができず、それでもなお当該被害者の権利利益を侵害するおそれはない。

千葉県は、条例の前文、第1条、第3条、第26条、第27条等の規定により、故意又は重大な過失がある公務員等の惹起した不祥事について、当該公務員等やその肩書等は積極的に開示する責務がある。

同様の医療事故の再発防止を図るのであれば、医療事故の加害職員の氏名、職名等は、説明責任があり、積極的に公表すべきである。少なくとも、医療事故勃発時、医療事故調査時の所属及び職は、説明責任があり、公表慣行があるとして開示すべきである。公表慣行がある情報を公にすることにより、事業事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

また、センターは、本件医療事故の調査・検証中に改めて乳がんに関する医療事故を起こしており、再発防止策を十分に講じていなかった。当該情報は、今般の再発防止策を県民の目で十分に調査・検証するために、必要不可欠な情報である。

そして、現在の千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）における自己情報開示請求に対する決定、千葉県個人情報保護審議会答申（第121号等）及び東京高判平成17年2月9日によると、担当の医師名や立会人名等は、第三者情報であると判断されている。

したがって、条例第8条第6号に該当しない。

万一、これを不開示とするのであれば、千葉県個人情報保護条例における自己情報開示請求に対する決定で、担当医師名、立会人名等を開示すべきである。

イ マスコミ等で本名を明かしている患者又は遺族については、慣行として公になっている情報に該当するとして条例第8条第2号ただし書イに該当する。

ウ 県と協定を結んだ法人と協力関係にある法人名とあるが、〇〇〇〇学会は、千葉県と協定を締結したものの、現に法人の名称が開示されていても、目下、今回の医療事故検証についての問合せ等が殺到し業務に支障が生じていない。

そして、千葉県と直接に協定を締結した法人でさえ、実施機関の表明するおそれが現実のものとなっていないにもかかわらず、間接的に、センターの問題の検証に関与した法人にだけ、当該法人名を開示したことによって、当該検証について、業務に支障が生じるまでに頻回に又は多数の問合せが行われるとは認められない。説明責任の観点からも公表慣行があると言え、公表すべきである。

ゆえに、当該不開示部分は、条例第8条第3号に該当しない。

さらに、たとえ同号に該当したとしても、センターの問題の重大性に鑑みて、当該不開示部分は、同号ただし書に該当する。

エ 調整看護師の意味が理由説明書において説明されていない。このことは、開示文書の存在又は記載内容に関わらず、理由説明書において、行政手続法（平成5年法律第88号）、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）等の規定により、記載しておくべきである。〇〇〇〇学会の調整看護師の個人名については、特別職の公務員扱いとして条例第8条第2号ただし書ハに該当し、

本件事件の重大性により、同号ただし書ロに該当し、アカウントビリティの観点から医療に係る重大事故の調査・検証行為については、関与した法人や個人の名称を公表する慣行があり、同号ただし書イに該当し、〇〇〇〇学会に対しては、千葉県が公金を支出しているのであるから、第三者検証委員会の職員の氏名として、同号ただし書ニに該当する。

また、〇〇〇〇学会の調整看護師という情報は、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称としてこれを開示しているにもかかわらず、氏名のみ不開示にする理由はない。

オ 心情についての記述は、一律に不開示とすべきではなく、ただ検証が満足にいつているのか、あるいは、不十分であるといった評価程度であれば、患者や遺族が検証についていかに評価していたのかを主権者に広く知らしめることで、検証が当事者ないし主権者の満足のいくものであったかどうか検証する材料とすることができ、条例の前文及び第1条の趣旨にも合致する。

また、心情を披瀝していると言えないものについては、原則公開の観点からも開示すべきである。

カ 本問題は、千葉県立の施設で惹起した事件であり、本件委員が千葉県の公金を報償費や交通費等として受け取っているのであるから、住所のうち最低限、千葉県であるかその他の都道府県であるのか、そしてその他の都道府県ならば、どの都道府県なのかまでは、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

そして、本件委員の経歴書は、主権者がその委員は本当に第三者と言えるのかを判断した上で、その委員の任命権者と本件委員との両方に対して建設的な議論や批判を展開していくために不可欠な情報であり、少なくとも、本件委員が有識者であると判断された根拠と考えられる経歴部分については、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

キ 患者の年齢、病室、患者情報、診療情報及び医療事故の内容については、一般に公表される内容である。せめて、年齢は、何十代かまでは公表しても患者の権利利益は侵害されない。

少なくとも、医療事故の内容については、アカウントビリティの観点から開示

すべきである。

ク 医療事故の報告者は、公務員等であり、医療事故報告は、職務遂行そのものであるから、職、氏名等の情報は、上記アと同様に条例第8条第2号ただし書に該当するものであり、同号ただし書に該当する情報は、同条第6号に該当するとは言えない。事故発生状況、事故レベル及び評価と対策は、医療事故の被害者の情報ではない。アカウントビリティの観点からも、公表慣行があり、また、千葉県では、千葉県精神科医療センターの医療事故に関して、当該情報に相当する情報を開示しており、理由説明書に記載の弁明では、本件で特段不開示とすべき事由が認められないため、同条第6号には該当しない。

ケ 外部調査委員の所属及び氏名は、上記ア、エ、ク同様に開示すべきである。

コ 独立行政法人を含む公務員等の秘書は、公務員等である。そして、本件委員の所属組織の職員氏名は、その職員が公務員等であれば、条例第8条第2号ただし書ハに当たる。

本件委員の最寄り駅の名称は、所属の職場名が開示になっている以上、自宅の最寄り駅ではなく仕事場の最寄り駅であれば、不開示の保護には該当しない。公表されている情報として同号ただし書イに該当する。

さらに、交通費の支出があるため、旅費が適正に支出されているかを監視するためにも、「第三者検証委員」という公的性質の強大な立場の人物の最寄り駅名は、公表慣行がある。

また、上記ア、ウ、エ及びク同様に開示すべきである。

サ 加害職員のみならず、知事までもが重大な過失により千葉県で初めて処分されるほどの重大な医療事故を検証した法人に関する情報は、最大限の開示をすべきである。

シ ○○○○学会からの医学的な調査・検証に係る報告書類は、任意提供情報であるとの証明がなく、主権者には、莫大な公金の支出を受けて第三者として検証作業を実施した法人がいかなる報告書を提出したかを具体的に知る権利がある。

これは、条例前文及び第1条の趣旨にも合致する。また、現時点で、法人の名称が開示になっており、電話帳や番号案内やインターネット等で当該法人の連絡先は容易に入手し得るにもかかわらず、実施機関の表明する問合せの殺到等

は惹起されておらず、報告書に掲載することはノウハウではなく、医療事故の医学的な判断であり、他の類似の医療事故で一般的に行われる検証方法を採用していると推認され、本件が特段、当該法人の独自に開発した検証方法により検証を実施したわけではない以上、医療事故の報告書類は、患者等の氏名や連絡先等が仮に掲載されていたら、その部分のみを不開示とした上でその余を開示すればよい。

ス ○○○○学会が提出した他の書類も上記ア、ウ、エ、ク及びシと同様に開示すべきである。

セ 県の医療事故に係る調査検証事務に関する文書も、上記ア、ウ、エ、ク、シ及びスと同様に開示すべきである。

ソ 内部告発者に関しては、内部告発者自身が積極的にマスメディアに取材を受けており、公になっている情報が多い。その公になっている情報によると、「センターでは、問題が発覚する約4年前の2010年7月、既に内部告発があった。ところが、病院のトップであるセンター長も、センターを管轄する県病院局の局長も無視。それどころか、告発した医師は仕事を外されるパワハラを受け、退職に追い込まれた。」とあるとおり、千葉県は、内部告発を揉み消していたのである。千葉県民やがん患者やがん患者の支援者を含む主権者は、千葉県がどれだけ信頼性のあり、具体性、緊急性、生命等の重大性がある文書を座視したのかを詳細に知る権利がある。この権利は、オンブズパーソンとしても不可欠であり、この内部告発の文書こそ、行政監視の上で肝要であり、全部を一律に不開示とすべき理由がない。内部告発者の住所や電話番号といったものが仮に記載されていたら、それらを不開示とした上でその余を開示すればよい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 本件各対象文書について

本件各決定で特定した対象文書は、上記第2の3のとおりである。

##### 2 不開示部分の理由について

###### (1) 本件決定1について

ア 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書1から同21中、患者及び患者遺族の情報（氏名、住所、個人の印影、年齢、生年月日、ID番号、病室等）、本件委員の情報（印影、住所、メールアドレス、最寄り駅、旅費経路、経歴書、謝金等振込先等）、本件委員の所属組織の職員の氏名及びメールアドレス、院内医療事故調査委員会外部委員の所属及び氏名並びに法人職員の職氏名及び印影等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため、不開示とした。

次に、個人の心情についての記載、医療事故の内容及び患者の診療情報等については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、不開示とした。

#### イ 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書1から同21中、法人印鑑の印影については、当該法人が、契約書等の重要な書類に使用する特別な管理をしているものであり、これを開示すると、印影が偽造される等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

次に、法人の口座に関する情報（金融機関名、預金種目及び口座番号）については、法人の事業活動において取引関係者に対し、必要な場合にのみ示される法人の内部管理に関するものであり、また、一般に公開されておらず、これを公にした場合には、当該法人の財産権等正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

次に、法人のメールアドレスについては、これを公にすると、当該アドレス宛てに当該法人の業務外のメールが送信される等のおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、不開示とした。

次に、〇〇〇〇学会からの医学的な調査・検証に係る報告書類は、県の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが医療事故の調査・検証という当該情報の性質、当時の状況等（団体のノウハウの保護、〇〇〇〇学会や関係者への問合せの殺到のおそれ）に照らして合理的であると認められるため、不開示とした。

次に、第三者の法人名については、当事者となった法人の内部管理情報であり、これらを開示すると、当事者関係にない中で今回の医療事故検証についての

問合せ等が殺到し業務に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

ウ 条例第8条第6号該当性について

本件対象文書1から同2 1中、医療事故の調査対象者の職氏名及び当該対象者の所属長の氏名並びにアクシデントレポート（インシデントレポート）中の報告者に関する情報、事故発生状況、事故レベル及び評価と対策については、医療事故の当事者に関する情報であって、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが考えられ、関係者の協力を得ながら正確な事実関係を明らかにし、再発防止を図るという調査・検証制度の維持、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、不開示とした。

(2) 本件決定2について

ア 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書2 2、同2 3及び同2 8については、県の要請を受けて、平成26年8月5日付け協定書第2条第5項等を踏まえ、公にしないとの条件で任意に〇〇〇〇学会から提供されたものであって、当該条件を付することが医療事故の調査・検証という当該情報の性質、当時の状況等（団体のノウハウの保護、〇〇〇〇学会や関係者への問合せの殺到のおそれ）に照らして合理的であると認められるため、不開示とした。

イ 条例第8条第6号該当性について

本件対象文書2 4から同2 6については、県の医療事故に係る調査・検証事務に関する情報が記載されており、公にすることにより本件委員や〇〇〇〇学会関係者等に対する外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれ、また、検証のノウハウを公にすることにより正確な事実把握を困難にするおそれがあり、関係者の協力を得ながら事実関係を明らかにし、再発防止を図るという調査・検証制度の維持、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

本件対象文書2 7については、県の事業に対する第三者からの通報についての情報であって、公にすることにより、通報者に対する外部からの圧力や干渉等が考えられ、通報に関する秘密が守られなければ、第三者からの有意義な情報提供の委縮を招くおそれがあると認められるため、不開示とした。

### 3 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、本件不開示部分は、いずれも条例第8条第2号、第3号及び第6号に該当しない旨主張する。しかしながら、上記2のとおり、同条第2号、第3号及び第6号の不開示情報に該当するものである。
- (2) また、異議申立人は、たとえ条例第8条第2号及び第3号に該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全て、第3号ただし書に該当し、さらに、開示しない部分及び開示しない理由の記載に不備があると主張するが、この主張には理由がないものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件各対象文書について

本件各対象文書は、上記第2の3のとおりであり、実施機関は、本件対象文書1から同21については、本件決定1によって別表1の不開示部分欄に記載されている情報について、条例第8条第2号、同条第3号又は同条第6号に該当するとして不開示とし、同22から同28については、本件決定2によって同条第3号又は同条第6号に該当するとしてその全部を不開示とし、同29から同49については、本件決定3によってその全部を開示する決定をそれぞれ行っている。

### 2 不開示部分について

異議申立人は、本件各決定を取り消して、請求した文書を全部開示するよう主張しているため、不開示情報ごとに本件各決定の妥当性を、以下検討する。

#### ア 本件決定1

##### (ア) 本件対象文書1

聞き取り調査対象者の所属、役職及び氏名並びに聞き取り調査対象者の所属長の所属、役職及び氏名について

本件対象文書1には、別表1のとおり、第三者検証委員会から本件手術に関して聞き取り調査を受けた者の氏名等が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第6号に該当するとして不開示としている。

本件手術に関しては、第三者検証委員会が設置され、本件手術の調査・検証が行われているところ、実施機関は、当該調査・検証のため本件手術の当事者及び関係者からの協力を得て聞き取り調査を実施していることから、上記情報が公になると、本件手術の当事者及び関係者が明らかとなり、その結果、当事者及び関係者からの十分な協力を得られず、正確な事実の把握が困難になるなど、真相究明と再発防止を目的とする当該調査・検証及び将来同種の業務に著しい支障が生ずることとなり、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、当審査会が本件対象文書1を見分したところ、本件対象文書1のうち、平成26年10月31日に作成された「千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者による調査・検証へのご協力について」との件名の起案文書に添付された「案の1」との表題の文書中、宛先の部分には、医師の氏名に代わり「〇〇〇〇」との記号が記載されていることが認められ、これを公にしても、聞き取り調査対象者が明らかになるとは認められないため、この記号については開示すべきである。

(イ) 本件対象文書2及び同3

a 患者遺族及び患者の氏名について

本件対象文書2及び同3には、別表1のとおり、本件手術で亡くなった患者及びその遺族の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、患者又はその遺族の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

b 患者遺族の印影について

本件対象文書3には、別表1のとおり、患者遺族の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報には、遺族の姓が記録されており、当該遺族の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 本件対象文書4

a 法人名について

本件対象文書4には、別表1のとおり、本件手術の調査・検証に協力した法人名が記載され、実施機関は、条例第8条第3号に該当するとして不開示としている。

この点、実施機関は、同号該当性について、上記情報を公にすると、当該法人が当事者関係にない中で今回の医療事故検証についての問合せが殺到し、当該法人の業務に支障が生じるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。

ところで、同号にいう「法人等の権利」とは、法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、ノウハウ、信用等、法人の運営上の地位を広く指すものである。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じて適切に判断する必要がある、また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められていると解される。

そうすると、実施機関が主張する、当該法人に対して本件手術に関する問合せが殺到してその業務に支障が生じるということは、その可能性は否定できないものの、法的保護に値するほどの蓋然性があるとする具体的な事情は、実施機関の説明からはうかがえない。

また、当審査会において確認したところ、当該法人は、医療事故調査を専門に行う機関であることから、その業務の性質に鑑みると、当該法人が、本件手術に関する調査・検証に関与していることが明らかになったとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号に該当しないと認められるため、開示すべきである。

b 理事長印の印影について

本件対象文書4には、別表1のとおり、法人の理事長印の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第3号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、当該文書が法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の印影が偽造等され悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

また、異議申立人は、同号ただし書に該当する旨主張するが、上記情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要がある情報とは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 本件対象文書5

患者遺族及び患者の氏名について

本件対象文書5には、別表1のとおり、本件手術で亡くなった患者及びその遺族の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報については、上記(イ) aで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 本件対象文書6

調整看護師の氏名について

本件対象文書6には、別表1のとおり、〇〇〇〇学会の職員である調整看護師の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

この点、異議申立人は、千葉県が公金を支出している会議に調整看護師が出席しているため、同号ただし書ニに該当する旨主張する。

上記情報は、患者遺族への聞き取り調査の対応者として記載されているが、当審査会において確認したところ、当該聞き取り調査において実施機関が食糧費を支出していることが認められた。

そうすると、上記情報は、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の氏名に該当する。

また、調整看護師は、単に当該調査で患者遺族への聞き取りを担当したにすぎないことから、上記情報を公にすることにより、調整看護師の権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号ただし書ニに該当し、開示すべきである。

(カ) 本件対象文書7

a 法人名について

本件対象文書7には、別表1のとおり、本件手術の調査・検証に協力した法人名が記載され、実施機関は、条例第8条第3号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(ウ) aで検討したとおり、条例第8条第3号に該当しないと認められるため、開示すべきである。

b 理事長印の印影について

本件対象文書7には、別表1のとおり、法人の理事長印の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第3号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(ウ) bで検討したとおり、条例第8条第3号イに該当し、

不開示とすることが妥当である。

c 聞き取り調査対象者の役職について

本件対象文書7には、別表1のとおり、第三者検証委員会から本件手術に関して聞き取り調査を受けた者の役職が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第6号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(ア)で検討したとおり、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(キ) 本件対象文書8、同9及び同10

a 患者遺族及び患者の氏名について

本件対象文書8、同9及び同10には、別表1のとおり、本件手術で亡くなった患者及びその遺族の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報については、上記(イ) aで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

b 患者遺族の印影について

本件対象文書9には、別表1のとおり、患者遺族の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報については、上記(イ) bで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

c 遺族の心情について

本件対象文書9及び同10には、別表1のとおり、患者遺族の心情が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書9及び同10を見分したところ、当該部分には本件手術の調査に対する遺族の心情が赤裸々に吐露されていることから、個人の人格に密接に結びついたものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかで

ある。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ク) 本件対象文書11

a 本件委員の印影について

本件対象文書11には、別表1のとおり、本件委員の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、本件委員の姓(名)が記録されており、本件委員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件委員の印影は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ところで、当審査会が本件対象文書11を見分したところ、不開示とされた本件委員の印影の一部は、弁護士がその業務で使用する印章の印影であることが認められた。

この点、条例第8条第2号は、事業を営む個人の当該事業に関する情報を不開示とする個人情報から除いていることから、弁護士がその業務で使用する印章の印影は、同号により不開示とすることはできないところ、条例は、第8条第3号の規定により、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、不開示とすることができる旨定めている。

そこで、実施機関からの主張はないが、当審査会の職権により、上記情報の同号該当性について改めて検討すると、上記情報は、事業を営む個人である弁護士の事業上の印影であり、事業を営む個人が文書の真正性を明らかにするために用いられるものであると認められる。

また、当該事業を営む個人の事業内容から、この印影が通常広く知れ渡るものであるとも言えない。

そうすると、これを公にすると、偽造されて悪用されるなどし、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要がある情報とは認められないことから、条例第8条第3号ただし書には該当しない。

以上のことから、本件委員の印影のうち、弁護士がその業務で使用する印章の印影については、実施機関が主張する条例第8条第2号本文には該当しないが、同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

b 本件委員の住所について

本件対象文書11には、別表1のとおり、本件委員の住所が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

本件委員の住所は、本件委員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

この点、異議申立人は、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、同号ただし書イに該当する旨主張する。

しかし、当審査会において確認したところ、本件委員の氏名及び役職等は、千葉県ホームページ上で公表されているものの、本件委員の住所は公表されておらず、また、「第三者委員会委員」の住所を公表する慣行も認められないため、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 本件委員の経歴書、履歴書及び略歴書（以下「経歴書等」という。）について

本件対象文書11には、各委員から提出された経歴書等が添付されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書11を見分したところ、経歴書等には、本件委員ごとにそれぞれ形式は異なるものの、本件委員の氏名、生年月日、住所、学歴、経歴及び役職等が記載されていることが認められた。

上記情報は、本件委員の個人に関する情報であることは明らかであり、個別

の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

この点、異議申立人は、経歴書等のうち、本件委員の経歴部分については、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、同号ただし書イに該当する旨主張する。

そこで、当審査会が見分したところ、経歴書等のうち、本件委員の経歴等の部分には、本件委員の活動において通常公開されている情報（本件委員の現在の役職、自身の著書等）が記載されていることが認められた。

また、本件委員の氏名及び役職等については、上記bで述べたとおり、千葉県ホームページ上でも公表されている。

そうすると、経歴書等のうち、本件委員の氏名、本件委員の現在の役職、自身の著書等については、公表慣行が認められ、慣行として公にされている情報に該当する。

以上のことから、経歴書等のうち、別表2の本件対象文書11に記載した各情報（表題及び各欄の項目名は除く。）は、条例第8条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

また、経歴書等のうち、表題及び各欄の項目名についても、当該部分を開示することで他の不開示情報を明らかにすることにはならないため、開示すべきである。

しかし、経歴書等のその余の部分については、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### (ケ) 本件対象文書12

患者遺族及び患者の氏名について

本件対象文書12には、別表1のとおり、本件手術で亡くなった患者及びその遺族の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報については、上記（イ） a で検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

(コ) 本件対象文書13

a 担当者及び派遣労働者の氏名について

本件対象文書13には、別表1のとおり、法人の担当者の氏名及び実施機関に派遣された派遣労働者の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、当該担当者又は派遣労働者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

b 担当者及び拠点長の印影について

本件対象文書13には、別表1のとおり、法人の担当者及び拠点長の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報には、当該担当者又は拠点長の姓が記録されており、当該担当者又は拠点長の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 代表取締役印及び営業総本部副総本部長印の印影について

本件対象文書13には、別表1のとおり、法人の代表取締役印及び営業総本部副総本部長印の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第3号に該当するとして不開示としている。

上記情報のうち、代表取締役印の印影は、当該文書が法人の真意に基づいて

作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の印影が偽造等され悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

そして、営業総本部副総本部長印の印影についても、当審査会が本件対象文書13を見分したところ、代表取締役から権限を委任され、契約書類等の重要書類に代表取締役印の代わりに押印されていることから、代表取締役印の印影と同様に、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、異議申立人は、同号ただし書に該当する旨主張するが、上記情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要がある情報とは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(サ) 本件対象文書14

a No. 及びID（患者）番号並びに患者の氏名、生年月日、住所及び印影並びに患者遺族の氏名、住所及び印影について

本件対象文書14には、別表1のとおり、本件手術で亡くなった患者及びその遺族の氏名等が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、いずれも患者又はその遺族の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

b 事故発生場所及び事故の内容について

本件対象文書14には、別表1のとおり、事故発生場所及び事故の内容が

記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

事故発生場所は、患者の個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別できるものとは認められず、また、上記情報を公にしても、事故発生場所が明らかになるのみであり、公にすることにより、患者個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、事故発生場所は、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

次に、事故の内容については、当該医療事故の内容が詳細に記載されており、患者個人の機微に触れる情報であって、公にすることにより、患者個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、事故の内容が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、事故の内容は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 患者の年齢及び入院の有無について

本件対象文書14には、別表1のとおり、アクシデントレポート（インシデントレポート）中の患者欄に患者の年齢及び入院の有無が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報のうち、患者の年齢については、当審査会において確認したところ、千葉県ホームページ上で公表している「千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会報告書」にて本件手術の患者の年齢は明らかにされていた。

そうすると、患者の年齢は、慣行として公にされている情報であると認められる。

したがって、患者の年齢は、条例第8条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

次に、患者の入院の有無については、患者個人に関する情報であるが、特定

の個人を識別できるものとは認められず、また、これを公にすることにより、患者個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、患者の入院の有無は、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

d 患者の病棟及び病室について

本件対象文書14には、別表1のとおり、患者の病棟及び病室が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報のうち、病室は、患者の個人に関する情報であって、具体的な病室の部屋番号が記載されており、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、これを明らかにすると、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものと認められる。

また、病室が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

次に、病棟については、患者個人に関する情報ではあるが、各病棟に病室は多数存在することから、特定の個人を識別できるものとは認められず、また、これを公にすることにより、患者個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、病室は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当であるが、病棟は、同号本文に該当せず、開示すべきである。

e 患者の病状、手術内容等の情報について

本件対象文書14には、別表1のとおり、患者の心身状態、特別な栄養管理の必要性の有無、輸血に関する各種チェック欄、麻酔方法、合併症・偶発症名、病状、手術内容等の情報が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、いずれも患者の心身に関する詳細な情報であることから、患者個人の機微に触れる情報であって、公にすることにより、患者個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかで

ある。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

f 報告者等に関する情報について

本件対象文書14には、別表1のとおり、アクシデントレポート（インシデントレポート）中に報告者部署名、報告者名、報告区分、報告者欄の氏名、年齢、役職、部署名、職種経験年数、部署経験年数、多忙度、健康状態及び心理状態、発見者欄の情報、発生状況欄の種類、内容及び原因、事故レベル欄の情報、報告者が考える防止対策並びにリスクマネージャーの評価と対策が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第6号に該当するとして不開示としている。

上記情報のうち、報告者部署名及び報告者名については、これを公にすると報告者が明らかになり、また、当該報告者は、第三者検証委員会による本件手術の調査・検証において、聞き取り調査を受けた者である。

したがって、報告者部署名及び報告者名は、上記（ア）で検討したとおり、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

次に、報告者欄の氏名、年齢、役職、部署名、職種経験年数及び部署経験年数は、個別の記載自体では報告者が特定できない場合も考えられるが、それぞれの記載が相まって報告者が特定できる情報と認められることから、上記（ア）で検討したとおり、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

一方、多忙度、健康状態及び心理状態については、定型的な記載内容に留まっており、報告者が特定される情報とは認められず、上記情報を公にすることにより、実施機関が主張する外部からの圧力や干渉等の影響を受け、関係者の協力を得ながら正確な事実関係を明らかにし、再発防止を図る調査・検証制度の維持、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、報告者欄のうち、多忙度、健康状態及び心理状態は、条例第8条第6号に該当せず、開示すべきである。

また、報告区分、発見者欄の情報並びに発生状況欄の種類、内容及び原因についても、同様に報告者が特定される情報とは認められず、記載されている内容も概括的な記載に留まるため、これを公にすることにより、実施機関が主張する外部からの圧力や干渉等の影響を受け、関係者の協力を得ながら正確な事実関係を明らかにし、再発防止を図る調査・検証制度の維持、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第6号に該当せず、開示すべきである。

次に、事故レベル欄の情報、報告者が考える防止対策及びリスクマネージャーの評価と対策については、当審査会が本件対象文書14を見分したところ、報告者自身が記載した当該事故による影響、防止対策、リスクマネージャーによる当該事故の評価等が記載されていることが認められた。

ところで、アクシデントレポート（インシデントレポート）とは、医療事故等の発生時における迅速な対応を図るとともに、その再発防止を図るために作成されるものである。

そうすると、当該目的が達成されるためには正確な事実の報告が不可欠であるが、事故レベル欄の情報及び報告者が考える防止対策を公にすると、自己の責任追及を回避するため、報告者が今後ありのままの事実を記載することを躊躇するおそれがあり、また、同様にリスクマネージャーによる評価と対策が記載された部分を公にすると、今後リスクマネージャーが率直な意見を記載することを躊躇するおそれがある。

以上のことから、上記情報は、公にすることにより、再発防止を目的とする調査・検証業務に著しい支障が生ずることとなり、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

g センター職員の氏名等について

本件対象文書14には、別表1のとおり、本件手術の患者の主治医、看護師、麻酔科医師など、本件手術に関わりのあるセンター職員の氏名等が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第6号に該当するとして不開示と

している。

上記情報は、本件手術の当事者及び関係者の氏名等であり、これを公にすることにより、当事者及び関係者が明らかになることから、上記（ア）で検討したとおり、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### h 院内医療事故調査委員会外部委員の所属、役職及び氏名について

本件対象文書14には、別表1のとおり、センターが設置した院内医療事故調査委員会における外部委員の所属、役職及び氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報のうち、外部委員の氏名については、外部委員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

次に、外部委員の所属及び役職については、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、これを明らかにすると、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ところで、当審査会において確認したところ、千葉県のホームページ上で公表している「千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会報告書」では、外部委員が所属する学会名が明らかにされていた。

そうすると、外部委員が所属する学会名については、既に公にされている情報であると認められる。

したがって、上記部分は、条例第8条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

i 聞き取り調査を受けた職員の所属及び氏名について

本件対象文書14には、別表1のとおり、院内医療事故調査委員会から聞き取り調査を受けたセンター職員の所属及び氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第6号に該当するとして不開示としている。

この点、院内医療事故調査委員会から聞き取り調査を受けた者は、第三者検証委員会による本件手術の調査・検証において、聞き取り調査を受けた者と同一であり、上記情報を公にすることにより、本件手術の当事者及び関係者が明らかになることから、上記(ア)で検討したとおり、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(シ) 本件対象文書15及び同16

a 本件委員の住所について

本件対象文書15及び同16には、別表1のとおり、本件委員の住所が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(ク) bで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

b 本件委員の振込先金融機関、預金種別及び口座番号（以下「口座情報」という。）について

本件対象文書15及び同16には、別表1のとおり、本件委員の口座情報が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、本件委員の個人の財産に関する情報であって、通常、他人に知られたくないものであり、財産の保護の観点から、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 本件委員の最寄り駅等について

本件対象文書15及び同16には、別表1のとおり、本件委員の最寄り駅、交通経路及び運賃一覧が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、本件委員の個人に関する情報であって、いずれも公にすることにより、最寄り駅が明らかになり、結果として本件委員の自宅が特定される可能性があるなど、本件委員の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

d 本件委員の謝金等振込先について

本件対象文書15及び同16には、各委員から提出された謝金等振込先が添付されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書15及び同16を見分したところ、謝金等振込先には、口座名義人、口座情報、現住所及び最寄り駅が記載されていることが認められた。

上記情報のうち、口座名義人については、全て本人名義の口座が記載されており、本件委員の氏名は公表されていることから、慣行として公にされている情報であると認められる。

したがって、口座名義人は、条例第8条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

それ以外の情報については、上記aからcで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段又は後段に該当し、不開示とすることが妥当である。

ところで、当審査会が見分したところ、実施機関が不開示とした情報の中には、当該委員の勤務先の最寄り駅又は交通費不要等の記載がされているものが認められた。

これらの情報については、公にすることにより、本件委員の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2号本文後段には該当せず、開示すべきである。

e 調整看護師の氏名について

本件対象文書15及び同16には、別表1のとおり、〇〇〇〇学会の職員である調整看護師の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(オ)で検討したとおり、条例第8条第2号ただし書ニに該当し、開示すべきである。

f 本件委員のメールアドレスについて

本件対象文書16には、別表1のとおり、本件委員のメールアドレスが記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、本件委員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ところで、当審査会が本件対象文書16を見分したところ、不開示とされた本件委員のメールアドレスの一部は、本件委員の所属先である国立大学法人から付与されたメールアドレスであることが認められた。

この点、国立大学法人の職員が所属先から付与されたメールアドレスは、条例の規定する公務員等の職務の遂行に関する情報であるため、同号ただし書ハに該当し、開示すべき情報と判断される。

しかしながら、条例は、条例第8条第6号の規定により、独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、不開示情報と定めている。

そこで、実施機関からの主張はないが、当審査会の職権により、上記情報の同号該当性について改めて検討すると、当該メールアドレスは、通常、一定の関係者との間で業務上利用されるものであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されたり、業務に関係のないメールが大量に送信され、業務に支障が生じるなど、当該国立大学法人の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、実施機関が主張する条例第8条第2号本文には該当しないが、同条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

g 本件委員の所属組織のメールアドレスについて

本件対象文書16には、別表1のとおり、本件委員の所属先である国立大学法人の組織メールアドレスが記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第3号に該当するとして不開示としている。

この点、条例の規定する独立行政法人等の情報は、同号の法人等情報には該当しないが、当審査会の職権により同条第6号該当性を改めて検討する。

当審査会において確認したところ、上記情報は、当該法人のホームページ等では公表されていないことが認められた。

そうすると、上記情報についても、上記fで検討したとおり、いたずらや偽計等に使用される事態は想定されることから、公にすることにより、当該国立大学法人の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、実施機関の主張する条例第8条第3号には該当しないが、同条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

h 本件委員の所属組織職員の氏名について

本件対象文書16には、別表1のとおり、本件委員の所属先である国立大学法人の職員の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

本件対象文書16を見分したところ、上記情報は、当該国立大学法人の職員が実施機関の職員に対し、本件委員の交通費について連絡したメール等に記載されていることから、当該国立大学法人の職員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

(ス) 本件対象文書17から同20

a 法人の口座情報について

本件対象文書17から同20には、別表1のとおり、実施機関が支払いを行った複数の法人の口座情報が、支出回議書及び請求書等に記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第3号に該当するとして不開示としている。

一般に、口座情報は、法人の内部管理に属する重要な情報であることは否定できないが、当該法人が実施機関に交付した請求書には支出回議書に記載された金融機関の口座情報と同様の口座情報が記載されており、上記請求書の記載から、当該法人は当該口座情報を内部限りにおいて管理するよりも、代金の決済の便宜を優先させ、当該口座情報が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認しているものと認められる。

このような情報の管理の実態を踏まえると、相手方が千葉県であることを理由に特別に口座情報を開示したという特段の事情は認められず、当該口座情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものと認められる。

また、当審査会が本件対象文書17から同20を見分したところ、記載されている口座情報の一部は、千葉縣市町村総合事務組合のものであることが認められた。

この点、千葉縣市町村総合事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき設立された特別地方公共団体（一部事務組合）であり、当該事務組合に関する情報は、条例第8条第3号に規定する法人等情報には該当しない。

以上のことから、上記情報は、条例第8条第3号に該当しないと認められるため、開示すべきである。

b 法人代表者及びそれに準ずる者の印影について

本件対象文書17から同20には、別表1のとおり、代表取締役印、理事長印、支配人印、営業総本部副総本部長印、千葉縣市町村総合事務組合長印、店長印及び理事長個人の印影が請求書等に記載されており、実施機関は、上記

情報を条例第8条第3号に該当するとして不開示としている。

上記情報のうち、代表取締役印、理事長印及び営業総本部副総本部長印の印影については、上記（カ）b又は（コ）cで検討したとおり、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

次に、支配人印の印影及び店長印の印影については、当該法人の代表者印の印影ではなく、当該法人が経営するホテルの支配人印の印影又は店舗の店長印の印影である。

一般に、ホテルの支配人及び店長は、当該ホテル又は店舗において、法人代表者に代わってその業務の一切を行う者と解される。

そうすると、当該業務の範囲においては、法人代表者の印章の代わりに当該印影に係る印章が契約書等の重要書類にも押印されることが想定され、当該印影が偽装等によって悪用されるおそれがあると認められることから、当該印影を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、支配人印の印影及び店長印の印影は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

次に、千葉県市町村総合事務組合長印の印影については、上記aで検討したとおり、当該事務組合に関する情報が同号の規定する法人等情報に該当しないことから、条例第8条第3号に該当せず、開示すべきである。

次に、理事長個人の印影については、当審査会が本件対象文書17及び同18を見分したところ、当該法人の理事長の個人印であることから、同号の規定する法人情報には該当しない。

しかしながら、上記印影には、理事長の姓が記載されていることから、理事長の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

したがって、理事長個人の印影は、実施機関の主張する条例第8条第3号には該当しないが、同条第2号本文前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

c 法人の担当者の氏名、スタッフコード及び派遣労働者の氏名について

本件対象文書17、18及び同20には、別表1のとおり、法人の担当者の氏名、スタッフコード及びスタッフ（派遣労働者）の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報のうち、当該担当者及び派遣労働者の氏名は、上記（コ）aで検討したとおり、条例第8条第2号前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

次に、スタッフコードは、派遣労働者に割り振られた固有の番号であり、派遣労働者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、スタッフコードは、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

d 担当者の印影及び拠点長の印影について

本件対象文書17、18及び同20には、別表1のとおり、法人の担当者及び拠点長の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記（コ）bで検討したとおり、条例第8条第2号前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

e 食糧費を支出した会議に出席した者の氏名等について

本件対象文書18及び同19には、別表1のとおり、食糧費を支出した会議の出席者の氏名、所属及び役職が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書18及び同19を見分したところ、当該会議出席者の氏名等が不開示となっている者は、患者遺族、調整看護師、その他本件手術の調査・検証に協力している法人の職員であると認められた。

ところで、食糧費を支出した会議の出席者の氏名等は上記（オ）で検討したとおり、当該出席者の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、同号

ただし書ニに該当し、開示すべきである。

この点、患者遺族については、これを公にすると、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるが、そのほかの出席者については、そのような事情は認められない。

したがって、上記情報のうち、患者遺族の氏名については、条例第8条第2号前段に該当し、不開示とすることが妥当であるが、調整看護師の氏名及びその他本件手術の調査・検証に協力している法人の職員の所属、役職及び氏名については、同号ただし書ニに該当し、開示すべきである。

f 患者遺族及び患者の氏名について

本件対象文書18には、別表1のとおり、本件手術で亡くなった患者及びその遺族の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報については、上記（イ）aで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

g ○○○○学会から提出された報告書類について

本件対象文書19には、○○○○学会から提出された報告書類の一部が添付されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第3号に該当するとして不開示としているが、この妥当性については、後掲のイ（ア）で併せて検討する。

h 法人名について

本件対象文書19には、別表1のとおり、本件手術の調査・検証に協力した法人名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第3号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記（ウ）aで検討したとおり、条例第8条第3号に該当せず、開示すべきである。

i 事務局長、事務局次長及び事業部主任の氏名について

本件対象文書19には、別表1のとおり、○○○○学会の事務局長、事務局次長及び事業部主任の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報については、本件対象文書18にて食糧費を支出した会議の出席者として記載されており、上記eで検討したとおり同号ただし書ニに該当し、開示すべきである。

j 法人のメールアドレスについて

本件対象文書19には、別表1のとおり、法人が業務で利用するメールアドレスが記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第3号に該当するとして不開示としている。

当審査会において確認したところ、上記メールアドレスは、当該法人のホームページ等では公表されていないことが認められた。

そうすると、法人のメールアドレスは、通常、一定の関係者との間で業務上利用されるものであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されたり、業務に関係のないメールが大量に送信され、当該法人の業務に支障が生じるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、異議申立人は、同号ただし書に該当する旨主張するが、上記情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要がある情報とは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

k 聞き取り調査対象者の役職について

本件対象文書19には、別表1のとおり、第三者検証委員会から本件手術に関して聞き取り調査を受けた者の役職が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第6号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(ア)で検討したとおり、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

l 聞き取り調査の開催場所について

本件対象文書19には、別表1のとおり、患者遺族への聞き取り調査の開催場所が記載されており、実施機関は、当該開催場所のうち、患者遺族の住所が記載されている部分を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記（サ） a で検討したとおり、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

（セ）本件対象文書 2 1

職員コード及び用務先及び用務先所在地について

本件対象文書 2 1 には、別表 1 のとおり、実施機関職員の職員コード並びに用務先及び用務先所在地が記載されており、実施機関は、職員コード並びに用務先及び用務先所在地のうち、患者遺族の住所が記載されている部分を条例第 8 条第 2 号に該当するとして不開示としている。

上記情報のうち、用務先及び用務先所在地については、上記（サ） a で検討したとおり、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

次に、職員コードについては、千葉県職員に割り振られた固有の番号であり、職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、職員コードは、人事管理のために各職員に割り振られた番号にすぎないことから、当該職員の職務の遂行に関する情報とはいえ、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、同号ただし書イ、ロ、ニに該当しないことは明らかである。

したがって、職員コードは、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 本件決定 2

（ア）本件対象文書 2 2、同 2 3 及び同 2 8

本件対象文書 2 2、同 2 3 及び同 2 8 は、〇〇〇〇学会から提出された本件手術の調査・検証に関する報告書類であり、実施機関は、当該文書の情報を条例第 8 条第 3 号に該当するとしてその全部を不開示としている。

この点、実施機関は、〇〇〇〇学会との間で締結した協定書の趣旨を踏まえ、上記情報は、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが医療事故の調査検証という当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるため、同号ロに該当する旨主張する。

そこで、当審査会が確認したところ、当該協定書第 2 条第 5 項では、〇〇〇〇

学会から提出された報告書類について、〇〇〇〇学会の事前の書面による承諾なしに当事者以外に開示しないものとしており、開示を必要とする場合には、実施機関は事前に〇〇〇〇学会と協議を行い、開示の方法及び範囲について合意しなければならない旨規定されていることが認められた。

ところで、条例第8条第3号ロは、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護し、情報提供者の信頼と期待を保護しようとするものと解される。

これを本件について見ると、特定の個人に関する手術の調査・検証という当該文書の情報の性質等に鑑みれば、実施機関が開示をしようとする場合に、事前に〇〇〇〇学会と協議を行い、開示の範囲等について合意しなければならないという条件を付したこと自体は、当該協議が適切に行われていれば、合理性があるものと認められる。

しかしながら、実施機関は、実際に〇〇〇〇学会と当該協議を行っておらず、また、当審査会が当該文書を見分した限り、開示することに支障がないと思われる情報も含まれていることから、実施機関が当該文書の全てを不開示としたことは、妥当とは認められない。

したがって、実施機関は、当該文書の情報を不開示とした決定を取り消し、〇〇〇〇学会と開示・不開示の範囲について協議を行った上で改めて開示決定等をすべきである。

また、当審査会が当該文書を見分したところ、本件対象文書22及び同23の1頁目は、実施機関が内部で供覧するために使用された供覧用紙であり、〇〇〇〇学会から提出された書類とは認められないため、〇〇〇〇学会との協議の対象とはならないものである。

したがって、この供覧用紙については、同条第3号ロに該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件対象文書24及び同25

本件対象文書24及び同25は、ともに第三者検証委員会で使用された検討資料であり、実施機関は、当該文書の情報を条例第8条第6号に該当するとして

その全部を不開示としている。

当審査会が本件対象文書 2 4 及び同 2 5 を見分したところ、当該文書は、第三者検証委員会の第 1 回から第 9 回までの配布資料及び調査・検証を行う各事例の個別資料等でそれぞれ構成されていることが認められた。

そうすると、当該文書は、本件手術の調査・検証の過程において使用する検討用の資料であり、その記載内容も各事例の状況等が詳細に記載されていることから、これを公にすることにより、第三者検証委員会での審議の過程において、どのような論点についてどのような議論がされたか、誤解や憶測が生まれ、第三者検証委員会の公正さや客観性について無用な疑いを招くおそれは否定できない。

また、これを公にすることにより、今後の資料の作成に当たって、公になることを前提とした資料の収集又は作成が行われることが想定され、資料の内容が形骸化するなど、第三者検証委員会が公正中立な調査・検証を行う上でその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、当該文書の情報は、公にすることにより、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該文書の情報は、条例第 8 条第 6 号柱書に該当し、不開示が妥当である。

#### (ウ) 本件対象文書 2 6

本件対象文書 2 6 は、第 1 回から第 9 回までの第三者検証委員会の議事録であり、実施機関は、当該文書の情報を条例第 8 条第 6 号に該当するとしてその全部を不開示としている。

当審査会が本件対象文書 2 6 を見分したところ、当該文書には、第三者検証委員会に出席した者の氏名とともに、各人の発言内容がそれぞれ記載されていることが認められた。

そうすると、第三者検証委員会では、公正中立な調査・検証を行う上で自由かつ達な議論が必要不可欠であるところ、第三者検証委員会での各人の発言内容が公になると、今後第三者検証委員会による調査・検証の際に、委員等が自己の発言が公にされることを懸念し、発言を躊躇するなどして、自由かつ達な議論が

行われなくなるおそれがあることから、当該文書の情報は、公にすることにより、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該文書の情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示が妥当である。

#### (エ) 本件対象文書27

本件対象文書27は、第三者から実施機関に提出された文書であり、実施機関は、当該文書の情報を条例第8条第6号に該当するとしてその全部を不開示としている。

当審査会が本件対象文書27を見分したところ、当該文書には、第三者の氏名とともに、県の業務に関する通報の内容が詳細に記載されていることが認められた。

一般に、氏名などの通報者が特定される情報は、通報者の権利利益の保護の観点から秘密にされるべきものであると解されることから、通報の内容についてもこれを公にすることにより、将来通報を行おうとする者が、公にされることを懸念し、通報を行うことをためらう事態が想定される。

そうすると、今後県が有用な情報の提供を受けることができなくなることで、業務の改善や適正化が妨げられるおそれがあることから、当該文書の情報は、公にすることにより、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該文書の情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示が妥当である。

### 3 本件決定3及び請求の対象となる文書の特定について

異議申立人は、全部開示決定である本件決定3を含め、本件各決定の取り消しを求めており、本件請求に係る対象文書の特定漏れについて主張していると判断されるため、以下検討する。

当審査会が事務局職員をして実施機関の文書の保管場所を探索させたところ、本件請求の対象となる文書は確認できなかった。

また、本件各対象文書以外に本件請求の対象となる文書が存在することをうかがわせる特段の事情も認められなかった。

したがって、実施機関の本件請求に係る対象文書の特定は、妥当である。

#### 4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

- (1) 実施機関が、本件決定1で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきであり、本件対象文書19に添付された〇〇〇〇学会からの報告書類については、改めて開示決定等をすべきである。
- (2) 実施機関が、本件決定2で不開示とした決定については、本件対象文書22、同23及び同28を不開示とした決定を取り消し、本件対象文書22及び同23のうち、供覧用紙については、開示すべきであり、これらに添付された〇〇〇〇学会からの報告書類及び本件対象文書28については、改めて開示決定等をすべきである。
- (3) 実施機関のその余の決定は、妥当である。

#### 6 附言

〇〇〇〇学会から提出された報告書類については、上記第5の2イ（ア）で検討したとおり、実施機関は、不開示とした決定を取り消し、〇〇〇〇学会と開示・不開示の範囲について協議を行った上で改めて開示決定等をすべきであるが、当該協議に際しては、条例第8条各号の規定を踏まえて、開示・不開示の検討をされたい。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月26日	諮問書の受理
平成27年11月27日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年 1月12日	異議申立人の意見書の受理
平成29年10月27日	審議
平成29年11月24日	審議
平成29年12月22日	審議
平成30年 1月26日	審議
平成30年 2月23日	審議

別表1

対象文書	不開示部分
本件対象文書1	起案用紙の別記あて中、「聞き取り調査対象者の所属、役職及び氏名」、「聞き取り調査対象者の所属長の所属、役職及び氏名」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る聞き取り調査予定中、「聞き取り調査対象者の所属、役職（当時の役職を含む。）及び氏名」
	案文（案の1、案の2、案）中、「聞き取り調査対象者の所属、役職及び氏名」、「聞き取り調査対象者の所属長の所属、役職及び氏名」
	案文の別紙中、「聞き取り調査対象者の役職及び氏名」
本件対象文書2	起案用紙の別記あて中、「患者遺族及び患者の氏名」
本件対象文書3	同意書中、「患者の氏名」、「患者遺族の氏名及び印影」
本件対象文書4	起案用紙の伺い文中、「法人名」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の死亡事例の調査・検証に係る遺族に対する聞き取り調査への協力依頼に対する回答中、「理事長印の印影」
	付属協定書及び協定書中、「理事長印の印影」

対象文書	不開示部分
	(遺族ヒアリング) 中、「法人名」
本件対象文書 5	起案用紙の別記あて中、「患者遺族及び患者の氏名」
本件対象文書 6	患者遺族調査の実施日程について中、「調整看護師の氏名」
本件対象文書 7	起案用紙の伺い文中、「法人名」
	付属協定書及び協定書中、「理事長印の印影」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の死亡事例の調査・検証に係る医師及び看護師に対する聞き取り調査の実施について(協議) 中、「理事長印の印影」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る聞き取り調査予定中、「聞き取り調査対象者の役職(当時の役職)」、「法人名(所在地を含む。)」
	[千葉県がんセンターの医師および看護師聞き取り調査] 中、「法人名」
本件対象文書 8	起案用紙の別記あて中、「患者遺族及び患者の氏名」
本件対象文書 9	同意書中、「患者の氏名」、「患者遺族の氏名及び印影」、「遺族の心情が記載された部分」
本件対象文書 10	起案用紙の別記あて中、「患者遺族及び患者の氏名」
	報告書案内内容説明 日程調整票中、「患者遺族の氏名」、自由記入欄の「遺族の心情が記載された部分」
本件対象文書 11	承諾書中、「本件委員の印影」
	誓約書中、「本件委員の住所及び印影」
	本件委員の経歴書、履歴書及び略歴書
本件対象文書 12	起案用紙の別記あて中、「患者遺族の氏名」
	案文中、「患者遺族及び患者の氏名」
	施行文の写し中、「患者遺族及び患者の氏名」
本件対象文書 13	御見積書中、「営業総本部副総本部長印の印影」、「担当者の氏名及び印影」、「拠点長の印影」
	使用印鑑届兼委任状中、「代表取締役印及び営業総本部副総本部

対象文書	不開示部分
	<p>長印の印影」</p> <p>添付書類中、「派遣労働者の氏名」</p> <p>誓約書中、「派遣労働者の氏名」</p> <p>秘密保持契約書中、「営業総本部副総本部長印の印影」</p> <p>千葉県がんセンターにおける腹腔鏡下手術の検証補助業務に係る派遣契約書中、「営業総本部副総本部長印の印影」</p>
<p>本件対象文書14</p>	<p>アクシデントレポート（インシデントレポート）中、</p> <p>「No. 及びID番号」、「患者の氏名」、「報告者部署名」、「報告者名」、「報告区分」、「事故発生場所」、</p> <p>報告者欄の「氏名」、「年齢」、「役職」、「部署名」、「職種経験年数」、</p> <p>「部署経験年数」、「多忙度」、「健康状態」、「心理状態」、</p> <p>患者欄の「年齢」、「患者の入院の有無」、「患者の心身状態」、</p> <p>「発見者欄の情報」、</p> <p>発生状況欄の「種類」、「内容」、「原因」、</p> <p>事故内容詳細欄の「事故の内容」、</p> <p>「事故レベル欄の情報」、</p> <p>「報告者が考える防止対策」、</p> <p>「リスクマネージャーの評価と対策」</p> <p>入院診療計画書中、</p> <p>「患者番号（バーコードの部分を含む。）」、「患者及び患者遺族の氏名」、「病棟及び病室」、「患者の生年月日」、「特別な栄養管理の必要性の有無」、「主治医氏名（印影を含む。）」、「主治医以外の担当者氏名」、「病名」、「推定される入院期間、病状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程看護・リハビリテーション等の計画」</p> <p>入院診療計画書（上記計画書とは様式が異なるもの）中、</p> <p>「患者番号（バーコードの部分を含む。）」、「患者の氏名」、</p> <p>「病名」、「病状」、</p>

対象文書	不開示部分
	<p>その他欄の「治療計画」、 「術式または検査名」、「推定される入院期間」、「特別な栄養管理の必要性の有無」、「看護師名」、「担当医師名」</p>
	<p>説明記録中、 「医師名」、「患者及び患者遺族の氏名」、「病名」、「手術の内容」</p>
	<p>手術・麻酔同意書中、 「患者番号（バーコードの部分を含む。）」、「患者の氏名、生年月日及び住所」、「患者遺族の氏名及び住所」、「患者及び患者遺族の印影」、「手術の内容」</p>
	<p>輸血に関する同意書中、 「患者ID（番号）（バーコードの部分を含む。）」、「病棟」、「説明医師の氏名」、「輸血の必要性及び起こりうる副作用等欄のチェック欄」、「輸血方法及び予定される輸血量等欄のチェック欄」、「輸血に関連する検査等欄のチェック欄」、「検査薬投与の必要性欄のチェック欄」、「その他の留意点欄のチェック欄」、「患者及び患者遺族の氏名」</p>
	<p>麻酔についての説明・同意書中、 「ID（患者番号）（バーコードの部分を含む。）」、「麻酔方法」、「手術中や手術後に起こる可能性のある合併症・偶発症」、「麻酔科医師名」、「患者及び患者遺族の氏名」</p>
	<p>腹腔鏡下膵切除術の死亡事故2例に関する院内医療事故調査委員会報告書中、 「院内医療事故調査委員会外部委員の所属、役職及び氏名」、「聞き取り調査を受けた職員の所属及び氏名」、「事故の内容」</p>
	<p>本件対象文書15</p>

対象文書	不開示部分
	<p>委員振込先中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」、「現住所（郵便番号を含む。）」、「最寄り駅（自宅の最寄り駅）」</p> <p>患者遺族調査の実施日程について中、「調整看護師の氏名」</p>
本件対象文書16	<p>調達兼（振替兼）支出回議書中、「本件委員の住所（郵便番号を含む。）」、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>本件委員の交通経路が記載された書面（自宅からの経路のもの）</p> <p>謝金等振込先</p> <p>運賃一覧表</p> <p>添付書類（メールを印刷したもの）中、「本件委員のメールアドレス」、「本件委員の所属組織職員の氏名及び所属組織のメールアドレス」</p> <p>千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に関わる第三者検証委員会委員振込先中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」、「現住所（郵便番号を含む。）」、「最寄り駅（自宅の最寄り駅）」</p> <p>千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会に係る患者遺族調査 出席委員旅費仕訳書中、旅費欄のうち、経路等欄の「最寄り駅（自宅の最寄り駅）」</p> <p>患者遺族調査の実施日程について中、「調整看護師の氏名」</p>
本件対象文書17	<p>（振替兼）支出回議書中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>御請求書（ホテル〇〇〇〇）中、「支配人印の印影」、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>御見積書（ホテル〇〇〇〇）中、「支配人印の印影」</p> <p>請求書（ホテル〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」、「支配人印の印影」、「担当者の印影」</p> <p>請求明細書（ホテル〇〇〇〇）中、「担当者の姓」</p> <p>お見積書（ホテル〇〇〇〇）中、「支配人印の印影」、「担当者の姓」</p>

対象文書	不開示部分
	<p>収納票・領収済通知書・納入通知書兼領収書中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」、「千葉県市町村総合事務組合長印の印影」</p>
	<p>会議室ご利用明細書中、「千葉県市町村総合事務組合長印の印影」</p>
	<p>千葉県自治会館のご利用について（ご案内）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p>
	<p>見積書（千葉県市町村総合事務組合）中、「千葉県市町村総合事務組合長印の印影」</p>
	<p>請求書（〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「口座番号」、「理事長印の印影」</p>
	<p>見積書（〇〇〇〇）中、「理事長印の印影」</p>
	<p>ご請求書（〇〇〇〇ホテル）中、「代表取締役印の印影」、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p>
	<p>ご利用明細書（〇〇〇〇ホテル）中、「担当者の氏名」</p>
	<p>お見積書（〇〇〇〇ホテル）中、「代表取締役印の印影」、「担当者の氏名」</p>
	<p>請求書（〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」、「理事長個人の印影」</p>
	<p>見積書（〇〇〇〇）中、「理事長個人の印影」</p>
<p>本件対象文書 18</p>	<p>（振替兼）支出回議書中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p>
	<p>請求書（ホテル〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」、「支配人印の印影」、「担当者の印影」</p>
	<p>請求明細書（ホテル〇〇〇〇）中、「担当者の姓」</p>
	<p>お見積書（ホテル〇〇〇〇）中、「支配人印の印影」、「担当者の姓」</p>
	<p>請求書（〇〇〇〇組合）中、「理事長印の印影」、「金融機関名」、</p>

対象文書	不開示部分
	「預金種別」、「口座番号」
	納品書（〇〇〇〇組合）中、「理事長印の印影」、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」
	食糧費執行出席者状況中、「調整看護師及び患者遺族の氏名」、「その他本件手術の調査・検証に協力している法人の職員の所属、役職及び氏名」
	起案用紙の別記あて中、「患者遺族及び患者の氏名」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の第三者による調査・検証に係る聞き取り調査へのご協力について（お願い）中、「患者遺族及び患者の氏名」
	患者遺族調査の実施日程について（予定）中、「調整看護師の氏名」、「患者遺族の氏名」
	第三者検証委員会 出席者名簿中、「その他本件手術の調査・検証に協力している法人の職員の所属、役職及び氏名」
	請求書（株式会社〇〇〇〇）中、「店長印の印影」、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」
	納品書（株式会社〇〇〇〇）中、「店長印の印影」
	御見積書（株式会社〇〇〇〇）中、「店長印の印影」
	御請求書（ホテル〇〇〇〇）中、「支配人印の印影」、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」
	御見積書（ホテル〇〇〇〇）中、「支配人印の印影」
	請求書（〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」、「理事長個人の印影」
	納品書（〇〇〇〇）中、「理事長個人の印影」
	見積書（〇〇〇〇）中、「理事長個人の印影」
本件対象文書 1 9	調達兼（振替兼）支出回議書中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」
	請求書（〇〇〇〇学会）中、「理事長印の印影」、「金融機関名」、

対象文書	不開示部分
	「預金種別」、「口座番号」
	課税事業者届出書中、「理事長印の印影」
	〇〇〇〇学会から提出された報告書類
	起案用紙の伺い文中、「法人名」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る医療事故調査・検証への協力依頼に対する回答中、「理事長印の印影」、「事務局長、事務局次長及び事業部主任の氏名」、「法人のメールアドレス」
	協定書及び付属協定書中、「理事長印の印影」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の評価に係る事務局経費中、「法人名」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の医学的な調査・検証に係る第三者検証委員会への報告依頼に対する回答中、「理事長印の印影」
	添付書類（第三者検証委員会出席）中、「法人名」
	患者遺族調査の実施結果について中、「調整看護師の氏名」、「聞き取り調査の開催場所（患者遺族の住所が記載されている部分）」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の死亡事例の調査・検証に係る遺族に対する聞き取り調査への協力依頼に対する回答中、「理事長印の印影」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の評価に係る事務局経費：ヒアリング算定根拠中、「法人名」
	患者遺族調査の実施日程について中、「調整看護師の氏名」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の死亡事例の調査・検証に係る医師及び看護師に対する聞き取り調査の実施について（協議）中、「理事長印の印影」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る聞き取り調査予定中、「聞き取り調査対象者の役職（当時の役職）」、「法人名（所在地

対象文書	不開示部分
	<p>を含む。)」</p> <p>[千葉県がんセンターの医師および看護師聞き取り調査] 中、「法人名」</p>
<p>本件対象文書 20</p>	<p>調達兼（振替兼）支出回議書中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>請求書（株式会社〇〇〇〇）中、「担当者の氏名」、「営業総本部副総本部長印の印影」、「派遣労働者の氏名」、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>派遣先管理票中、「スタッフ（派遣労働者）の氏名（スタッフコードを含む。）」、「担当者の氏名」</p> <p>調整額明細書中、「派遣労働者の氏名」</p> <p>千葉県がんセンターにおける腹腔鏡下手術の検証補助業務に係る派遣契約にかかる派遣社員の出勤状況について中、「派遣労働者の氏名」</p> <p>『派遣元への通知』中、「スタッフコード」、「スタッフ（派遣労働者）の氏名」</p> <p>千葉県がんセンターにおける腹腔鏡下手術の検証補助業務に係る派遣契約書中、「営業総本部副総本部長印の印影」</p> <p>個人情報取扱特記事項中、「営業総本部副総本部長印の印影」</p> <p>御見積書中、「営業総本部副総本部長印の印影」、「担当者の氏名及び印影」、「拠点長の印影」</p> <p>使用印鑑届兼委任状中、「代表取締役印及び営業総本部副総本部長印の印影」</p> <p>添付書類中、「派遣労働者の氏名」</p> <p>誓約書中、「派遣労働者の氏名」</p> <p>秘密保持契約書中、「営業総本部副総本部長印の印影」</p>
<p>本件対象文書 21</p>	<p>旅費データ中、「職員コード」、「用務先及び用務先所在地（患者遺族の住所が記載されている部分）」</p>

別表2

対象文書	開示すべき情報
本件対象文書1	平成26年10月31日に作成された千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者による調査・検証へのご協力についてとの件名の起案文書に添付された案の1中、「『〇〇〇〇』との記号」
本件対象文書4	起案用紙の伺い文中、「法人名」 (遺族ヒアリング) 中、「法人名」
本件対象文書6	患者遺族調査の実施日程について中、「調整看護師の氏名」
本件対象文書7	起案用紙の伺い文中、「法人名」 千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る聞き取り調査予定中、「法人名 (所在地を含む。)」 [千葉県がんセンターの医師および看護師聞き取り調査] 中、「法人名」
本件対象文書11	経歴書等に記載された以下の情報 〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「現在の所属及び役職」 〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「所属事務所名」、「現職」、「現在の役職」 〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「現在の所属及び役職」、「著書」 〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「現在の所属及び役職」、「著書」 〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「現在の所属及び役職」 〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「現在の所属及び役職」

対象文書	開示すべき情報
	〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「所属事務所名」、「現在の役職」
本件対象文書14	<p>アクシデントレポート（インシデントレポート）中、 「報告区分」、「事故発生場所」、 報告者欄の「多忙度」、「健康状態」、「心理状態」、 患者欄の「年齢」、「患者の入院の有無」、 「発見者欄の情報」、 発生状況欄の「種類」、「内容」、「原因」</p> <p>入院診療計画書中、「病棟」</p> <p>輸血に関する同意書中、「病棟」</p> <p>腹腔鏡下臍切除術の死亡事故2例に関する院内医療事故調査委員会報告書中、「院内医療事故調査委員会外部委員が所属する学会名」</p>
本件対象文書15	<p>謝金等振込先に記載された以下の情報 各委員の「氏名」、〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇委員分の「最寄り駅」</p> <p>患者遺族調査の実施日程について中、「調整看護師の氏名」</p>
本件対象文書16	<p>謝金等振込先に記載された以下の情報 各委員の「氏名」、〇〇〇〇委員分の「最寄り駅」</p> <p>添付書類（メールを印刷したもの）中、「本件委員の所属組織職員の氏名」</p> <p>患者遺族調査の実施日程について中、「調整看護師の氏名」</p>
本件対象文書17	<p>（振替兼）支出回議書中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>御請求書（ホテル〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>請求書（ホテル〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、</p>

対象文書	開示すべき情報
	<p>「口座番号」</p> <p>収納票・領収済通知書・納入通知書兼領収書中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」、「千葉県市町村総合事務組合長印の印影」</p> <p>会議室ご利用明細書中、「千葉県市町村総合事務組合長印の印影」</p> <p>千葉県自治会館のご利用について（ご案内）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>見積書（千葉県市町村総合事務組合）中、「千葉県市町村総合事務組合長印の印影」</p> <p>請求書（〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「口座番号」</p> <p>ご請求書（〇〇〇〇ホテル）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>請求書（〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p>
本件対象文書18	<p>（振替兼）支出回議書中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>請求書（ホテル〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>請求書（〇〇〇〇組合）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>納品書（〇〇〇〇組合）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>食糧費執行出席者状況中、「患者遺族以外の出席者の所属、役職及び氏名」</p> <p>患者遺族調査の実施日程について（予定）中、「調整看護師の氏名」</p> <p>第三者検証委員会 出席者名簿中、「出席者の所属、役職及び</p>

対象文書	開示すべき情報
	<p>氏名」</p> <p>請求書（株式会社〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>御請求書（ホテル〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>請求書（〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p>
本件対象文書19	<p>調達兼（振替兼）支出回議書中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>請求書（〇〇〇〇学会）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p> <p>起案用紙伺い文中、「法人名」</p> <p>千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る医療事故調査・検証への協力依頼に対する回答中、「事務局長、事務局次長及び事業部主任の氏名」</p> <p>千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の評価に係る事務局経費中、「法人名」</p> <p>添付書類（第三者検証委員会出席）中「法人名」</p> <p>患者遺族調査の実施結果について中、「調整看護師の氏名」</p> <p>千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の評価に係る事務局経費：ヒアリング算定根拠中、「法人名」</p> <p>患者遺族調査の実施日程について中、「調整看護師の氏名」</p> <p>千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る聞き取り調査予定中、「法人名（所在地を含む。）」</p> <p>[千葉県がんセンターの医師および看護師聞き取り調査] 中、「法人名」</p>
本件対象文書20	<p>調達兼（振替兼）支出回議書中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」</p>

対象文書	開示すべき情報
	請求書（株式会社〇〇〇〇）中、「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学大学院社会科学研究院准教授	部会長職務代理者

(五十音順)